

(案)

委 託 契 約 書

委託業務名 県立大野病院内残置物撤去・処分業務
委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
委託期間 令和6年 月 日から令和7年3月31日
委託場所 福島県立大野病院(福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野98-1)
契約保証金

上記委託業務について、委託者 福島県(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務(以下「業務」という。)をすべて完了するものとする。
2 前項の仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)第173条に基づき契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)第174条のいずれかの規定に該当する場合は、甲は、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(便宜供与)

第4条 甲は、乙からの要請がある場合は、委託業務の実施に要する場所を提供しなければならない。
2 甲は、乙より委託業務の履行に必要な資料、情報等(以下「資料等」という。)の請求があった場合には、これを無償で貸与、開示等を行うものとする。
3 乙は、委託業務の履行上不要になった資料等があるときは、これを遅滞なく甲に返還するものとする。

(資料等の管理)

第5条 乙は、甲から提供を受けた資料等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(総括担当者の通知等)

第6条 甲及び乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う総括担当者をそれぞれ1名ずつあらかじめ定め、相手方に通知する。

(案)

(委託業務従事者の資質保証)

第7条 乙は、委託業務従事者として甲の委託業務を履行するに十分な経験を有する者を選任することとする。

(役割分担)

第8条 委託業務の履行のために甲及び乙のそれぞれが行うべき作業、及び双方で行うべき作業の範囲は、甲乙協議のうえ定める。

(進捗状況報告)

第9条 甲は、必要があると認めるときに、委託業務の進捗状況等を調査し、又は報告を求めることができる。

2 乙は、業務の遂行にあたり、不測の事故又は天災その他の不可抗力による事故等の発生により業務遂行に支障を来すおそれがあると判断する場合には、速やかに対策を取るとともに、遅滞なく書面をもって甲に詳細な報告をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に乙の立会の上、仕様書に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格になり、補正を命じられたときは、甲が指定する日までに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を委託業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項又は第5項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、乙は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算して得た額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(履行遅滞等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務を完了することができない場合、乙は甲に対して委託費用の額につきその延長日数に応じ、年2.5%の割合で計算して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の違約金を支払わなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第13条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを甲の検査に合格した既納部分の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

(案)

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約内容の変更等)

- 第14条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は委託業務を中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害賠償を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議して定める。

(甲の任意解除権)

- 第15条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条、第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の履行を完遂させることが明らかであるとき。
 - (3) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができなとき。
 - (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契

(案)

約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者、若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(乙の催告による解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前条が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第20条 契約が解除された場合には、第1条第1項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

(案)

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に委託業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 4 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(損害賠償)

第 21 条 甲または乙は、この契約に違反したときは、相手方に対しその損害を賠償するものとする。

(談合による損害賠償)

第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号のうち命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、又はその他項が特に認める場合は、この限りでない。

- 一 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反するとして、公正取引委員会が、同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙が（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

ただし、上記 1 から 2 までのうち命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく構成な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第 23 条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届けなければならない。

(個人情報保護)

第 24 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約に定めのない事項の処理)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応

(案)

じて甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 26 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 福島県福島市中町 8 番 2 号
福島県
福島県病院事業管理者 阿部 正文

乙

(案)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若

(案)

しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(案)

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めるときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。